

令和2年度 京都府若者就職支援施策等実施方針

1 趣旨

京都府若者就職支援施策等実施方針は、「京都府若者の就職等の支援に関する条例」（平成27年京都府条例第46号）第6条の規定により、若者の雇用の安定と職業能力の向上を図るため、京都府が講じる令和2年度の若者就職支援施策等の方針を示すものである。

なお、施策の実施に当たっては、国、市町村、若者の就職等の支援を行う団体その他の若者の就職等に関する関係者と連携・協働して取り組むものとする。

2 令和2年度施策の方針

新型コロナウイルス感染症の雇用への影響や、少子高齢化等による生産年齢人口の減少を踏まえて、将来を支える若者が、安定しながら働くことを通じた自己実現と、女性、障害者、高齢者、留学生などを含めたダイバーシティの実現を目指して以下の施策方針を定める。

(1) 若者の就職の支援施策（第7条関係）

- 京都で学んだ学生の京都府内での就職を促進するため、低回生時のキャリア形成・京都企業の魅力発信から卒業年次の就活支援までの一貫した取り組みをパッケージ化し、モデル校において実施
- 大学のキャリアセンターと共同で、早期離職した方を把握・支援できる体制を構築するとともに、ジョブパーク・学生就職センターにおいて学生等への支援を実施
- 京都労働局、京都府、京都市及び経済団体等で設立した「京都府中小企業人材確保推進機構」を中心に、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、WEBを活用しながら、相談から京都ジョブ博やインターンシップ見本市の開催まで、学生の就職活動への不安を払拭するとともに、京都産業を支える中小企業の人材確保をオール京都で推進
- 府立高等技術専門校では、府立高校等との連携において、府立高校等の1年生や2年生を対象とした職業訓練を体験できる機会（ハロトレ体験会）を設けることで、若年層からの職業観の醸成や職業意識の向上等を推進

(2) 基礎的・実践的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～17条関係）

- NPO等と連携し、ひきこもり等の就職困難者の基礎的訓練からインターン、定着までを支援するとともに、支援を受けた若者の雇用主の認証制度を推進

(3) 若者の職場への定着の支援に関する施策（第18条関係）

- 女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一時的に低下する現状を踏まえ、就労を希望する子育て世代をはじめとした多様な人材が、安定的な雇用により活躍できる社会を実現するため、「京都ジョブパークマザーズジョブカフェ」における支援や、子育てにやさしい職場づくり行動宣言を通じた多様な働き方の推進に向けた補助制度の拡充などを図り、子育てしやすい職場環境づくりに向けた企業改革を促進
- 中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業の更なる開拓・支援

(4) キャリア教育の推進に関する施策（第19条関係）

- いわゆるブラックバイト対策やワークルール等教育を推進していくため、京都労働局と府市で構成する「京都ブラックバイト対策協議会」や府市教育委員会、大学、労働団体を加えた「ワークルール等充実会議」を設置し、若者の就労環境の整備・改善を推進

3 若者の職業生活の動向

- 雇用情勢の改善が進む中、京都府内の令和2年3月新規学校卒業予定者の就職内定率は、大学において平成22年の調査開始以来最高となる87.6%となった。高校においては、対前年同月比2.2ポイント減の87.5%となったものの、求人倍率は、対前年同月比0.23ポイント増の3.30倍と大幅に改善し、平成25年3月卒業生の求人倍率以降、7年連続で上昇している。(5月18日現在)
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、来春に向けた就職活動に大きな影響が出ており、府内大学生に対するアンケート調査では、96.7%の学生が就職活動への影響がある、97.1%が就職活動への不安があると回答しており、この不安の払拭と、コロナと共生する中での就職活動機会確保に対応していくことが重要。
- また、これまでから京都府の非正規雇用労働者(※1)の割合は4割を超えて、全国で2位の水準にあり、全国との差は若年層で大きくなっている。(平成29年10月)
 - ※1 非正規雇用労働者…勤め先での呼称が「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」などで、一般職員、正社員などの正規の職員・従業員以外である者
- 特に、正社員として働ける機会がないために非正規で働いている者、いわゆる「不本意非正規雇用労働者」の割合は全体で12.6%(京都府:11.7%)であり、25~34歳では17.9%(京都府:18.7%)と他の年齢層に比べて高い(平成29年10月)
- 非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低いことに加え、職業能力開発の機会が不足しているなどの問題が指摘されることから、引き続き、正社員としての就職、不本意非正規雇用労働者の正社員化に向けた対策が重要
- また、京都府には優良な中小企業が多く存在するが、学校卒業見込者等は大企業志向が高く、採用意欲の高い中小企業との間でミスマッチが生じていることから、中小企業の魅力を積極的に発信することにより、学校卒業見込者等(その保護者を含む)の意識に働きかけてミスマッチを解消し、京都府内の中小企業の人材確保を支援することも重要
- 若者の数が減っているにもかかわらず、ニート(※1)数は全国で56万人(令和元年)と高まり、ひきこもり数(※2)も全国で54.1万人(京都府:1.1万人)(平成27年)と推計されていることや、京都ジョブパークを利用する若者の中にも長期間就職が決まらない利用者が存在していることから、就職が困難な若者の状況に応じた就職支援が必要
 - ※1 ニート…若年無業者。15~34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者
 - ※2 ひきこもり数…15~39歳の若者のうち、「狭義のひきこもり」及び「広義のひきこもり」に該当する状態となって6ヶ月以上の者の推計
 - ・狭義のひきこもり:「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが、家からは出ない」「自室からほとんど出ない」状態に該当する者
 - ・広義のひきこもり:「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」状態に該当する者
- 新卒者の離職率は、横ばい傾向(3年後の離職率【全国】:大学32.0%、高校39.2%、中学62.4%)にあり、中でも就職後1年以内に離職する者が多い
- 若者の人材確保・職場定着のためには、労働時間・休暇・休日等の労働法令を遵守した適正な労働条件はもとより、長時間労働是正、人材育成など、就労環境の改善に向けた積極的な取組が求められる
- 若者がワークルールの知識をはじめ、自らの適性等の理解や必要な企業理解が不十分なまま安易に就職すること等により、抱いていたイメージと現実のギャップに苦しみ早期に離職するケースが多く、就職段階における企業研究に加えて、若者の職業観・就労意識の形成・向上・労働教育の推進を図る必要があることから、教育機関との連携を強化し、高校、大学の低学年次からキャリア教育を推進することが重要

4 若者就職支援施策等

(1) 若者の就職の支援施策（第7条関係）

国と府の職業訓練を一体的に計画・実施する「国・府一体人づくり事業」により、産業界や地域のニーズを踏まえた人材を育成するとともに、「新卒応援ハローワーク」の機能を備えた京都ジョブパークにおいて、京都企業とのマッチングを図り、若者の正規雇用を促進

「京都ジョブナビ」による各種イベント・セミナー等の情報発信をはじめ、ホワイトセレクトション（従業員の雇用環境の向上に取り組む企業）に該当する中小企業の魅力を発信、企業説明会や企業見学会を積極的に実施することに加え、京都ジョブパークと中小企業応援隊、ハローワークが情報を共有することで、府内中小企業の人材確保を支援し、若者とのマッチングを促進

【新規事業】

◆「京都企業への就職に向けたプログラム」モデル事業（大学生向け）

京都で学んだ学生の京都府内での就職を促進するため、低回生時のキャリア形成・京都企業の魅力発信から卒業年次の就活支援までの一貫した取り組みをパッケージ化し、モデル校において実施する。

<モデル校：4大学

目標：モデル校における京都ジョブパーク新規登録者数 1,000人>

◆京都ジョブパーク新型コロナウイルス対策事業費

新型コロナウイルスの影響が広がる中、新たに対面によらないWEBを活用した相談対応やマッチング支援の体制の整備により、自宅待機中の求職者等事業内容の継続的な就労支援を実施。

【継続事業】

◆京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト

ものづくり産業、観光関連産業、建設業において、国の「地域活性化雇用創造プロジェクト」を活用し、AI・IoT人材の育成を通じた生産性向上・働き方改革を進め、良質で安定的な雇用を創出

<目標：正規雇用創出数 849人（うち良質な雇用 375人）>

◆就労・奨学金返済一体型支援事業

中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業の更なる開拓・支援

・従業員へ奨学金返済に係る手当等を支給する奨学金返済負担軽減支援制度を設けた中小企業の負担額の一部を補助

補助額：企業負担額の1/2以内

（年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内）

就職後1～3年目 上限9万円/人・年

就職後4～6年目 上限6万円/人・年

（H31内容拡充）

・（H31.1～）支援対象者の府内居住要件を廃止し、他府県からの通勤者を対象に追加

・（H31.4～）「きょうと福祉人材育成認証制度」の認証等を受けた社会福祉法人等を対象に追加

<目標：奨学金の返済負担軽減制度を設けた企業数 100社>

◆若者等就職・定着総合応援事業（早期離職した若者等への支援）

早期に離職する若者等の再就職に向けた職業適性や職場理解を促進するためのカウンセリング、インターンシップや必要な研修等を実施

<目標：新規登録求職者数 600人、研修利用者数 50人>

◆府立高等技術専門校での職業訓練の実施

就職を希望する新規学卒者や若年求職者、転職を希望する離職者や障害のある方を対象とした職業訓練を実施

<目標：高等技術専門校（施設内訓練<一般>）修了生就職率 100%>

<目標：高等技術専門校（施設内訓練<障害>）修了生就職率 85%>

◆国・府一体人づくりの推進

国と府の職業訓練の総合的・一体的な計画を策定・実施することで、求職者に最適な訓練を提供するとともに、職業訓練機関と就職支援機関による一貫した支援を実施

◆離職者等再就職訓練事業

産業構造の変化に伴う企業の人材ニーズや求職者の能力水準等に応じた効果的な職業訓練を実施（育児、介護等による長期離職者、ひとり親等に配慮したコースの実施や、国家資格取得等により就職に繋がるための訓練を実施）することで、離職者等の再就職を促進

◆京都ジョブパークにおける就業支援機能

京都ジョブパークや北京都ジョブパークにおいて、ハローワークと一体となって、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供

- ・新卒就職から3年以内の早期離職者等への再就職支援
- ・留学生ジョブ博等の合同企業説明会の開催

<京都ジョブパークにおける若者正規雇用就職内定率 95%>

◆京都ジョブパークにおける人材確保機能

中小企業人材確保・多様な働き方推進センターを中核として、京都企業の人材確保から定着までを一貫支援

- ・中小企業人材確保推進機構を通じ、経済団体や労働者団体と連携した合同企業説明会「京都ジョブ博」を開催
- ・「ジョブこねっと」適職診断による企業とのマッチング支援を実施
- ・新規採用や若手人材などのキャリア別研修の開催等により職場定着を支援
- ・就労環境改善や労働生産性の向上等、人材確保や職場定着に向けた助成制度の推進

◆京都JPカレッジ事業

社会人基礎力の不足等により就職活動が長期化している求職者等を対象に、個々のニーズやレベルに応じた社会人基礎力研修をアラカルト方式で実施し、不足するスキルを補完した上で、京都ジョブパーク等で実施する就職支援により正規雇用化を促進

◆障害者雇用サポート強化事業<目標：障害者雇用率 2.3%>

共生社会の実現に向け、障害者の相談から就職・定着までの一貫した就職支援及び企業での働きやすい職場環境の整備や定着を促進する事業を推進

◆全国からの人材流入促進

首都圏でのUIJターン支援窓口を設置するとともに、移住支援助成制度の活用による首都圏からの府内企業への人材を確保

◆人が輝く京都企業づくり推進事業

専門人材（社会保険労務士、中小企業診断士等）の活用を通じ、企業の人材確保に向けたコンサルティング機能を強化するとともに、座学や企業説明会への出展など実践の場を提供し、企業の採用力を高める「京都ジョブパーク人材確保塾」を開催

◆京都ジョブパークにおける就業支援機能

民間就職支援サイトを通じて京都の働きやすい職場づくりの実践企業をPRするほか、仕事と育児の両立体験インターンシップや「数社組み合わせたインターンシップモデル」等により京都企業と出会う機会を創出。また、「ジョブこねっと」適職診断やカウンセリング内容を加味したカリキュラムを設定し、きめ細かい就業支援を展開

(2) 基礎的・実践的就職支援事業の支援に関する施策（第8条～17条関係）

条例に基づき計画の認定を受けたNPO等団体が行う活動を支援

就職支援事業に取り組むNPO等の事例発表会を開催し、ノウハウの共有、ネットワークの構築等による支援内容の充実

また、ひきこもり支援団体等及び基礎的就職支援団体並びに実践的就職支援団体の連携強化を支援し、ひきこもりの若者などの支援対象者の段階に応じた適切な支援団体へのスムーズな移行を図る。

○ 基礎的就職支援事業の支援に関する施策（第 8 条～第 15 条）

【継続事業】

◆京都わかもの就職支援等推進事業

若者の就職支援事業に関する計画を策定し、認定を受けたNPO等の活動を支援
補助率：1 / 2（2,000 千円以内）

※ただし、特に就職の難しい若者を支援する場合は、補助率 2 / 3

<目標：就職支援計画認定件数 累計 50 件 補助金活用事業者数 10 件>

◆不動産取得税の軽減

基礎的就職支援事業の用に供する家屋（その敷地である土地を含む。）を取得した場合、不動産取得税を軽減（1 / 2）

上限額：1,000 千円

◆ひきこもり支援職親事業

ひきこもりの人を受け入れる事業所（＝職親）の募集及び登録を行い、就労体験活動を実施

◆ひきこもり訪問応援「チーム絆」事業

ひきこもり状態からの回復、復学や就労等に向けた相談支援を実施

○ 実践的就職支援事業の支援に関する施策（第 16 条～第 17 条）

【継続事業】

◆若者等就職・定着総合応援事業（就職困難な若者等への支援）

就職の難しい若者等に対し 2 ヶ月間の訓練（社会人基礎力訓練・個別相談ものづくり等基礎知識訓練、ものづくり等企業実地訓練）を実施

訓練後 2 ヶ月間は、就職・定着支援を実施（これを原則とするが柔軟に対応）

<目標：就職率 80 %以上、企業の生産活動への貢献度 75 %以上、就職した者の 6 ヶ月後の定着率 85 %以上>

◆不動産取得税の軽減【再掲】

(3) 若者の職場への定着の支援に関する施策（第 18 条関係）

いわゆるブラック企業・ブラックバイトを根絶し、人手不足に対応するため、中小企業の労働生産性の向上と就労環境を改善し、企業の魅力向上を図るとともに、採用・定着支援まで、一貫した支援をきめ細かく実施し、人材確保対策を強化

中小企業の人材確保と従業員の定着及び若者の負担軽減を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を支援

基礎的・実践的就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度により若者の職場への定着を支援

【新規事業】

◆子育てにやさしい職場づくり事業

子連れコワーキングスペースの設置・運営などのサービスを提供する府内企業等のスタートアップを支援し、子育てにやさしい環境づくりに係る新たなビジネスモデルを創出

【継続事業】

◆子育てにやさしい職場づくり事業

子育て世代をはじめとした多様な人材が活躍できる社会を実現するため、子育てしやすい職場環境への企業改革を促進

・子育てジョブ博の開催

・多様な働き方推進事業費補助金

仕事と家庭の両立に向け、時間単位の年休制度やテレワークの導入など、中小企業の多様で柔軟な働き方の仕組みづくりを推進

個別企業 補助率 中小企業 1 / 2 ※ 小規模企業 2 / 3（上限：50 万円※）

個別企業のグループ 補助率 2 / 3（上限：100 万円）

※時間単位年休を導入し、かつ年休取得率 10 %UP を達成した場合については、

補助率2/3、上限100万円にかさ上げ

◆働き方安心社会実現事業

人手不足に対応するため、中小企業の就労環境を改善し、企業の魅力向上を図るとともに、採用・定着支援まで、一貫した支援をきめ細かく実施し、人材確保対策を推進

- ・「中小企業人材確保・多様な働き方推進センター」の相談窓口の運営
- ・就労環境改善サポート補助金
長時間労働の是正等、中小企業の就労環境改善の取組を支援
補助率：1/2（上限：30万円）
- ・労働生産性向上推進事業
労働生産性向上に資するIoTツールの導入等を支援
補助率：1/2（上限：100万円）
- ・中小企業等に社会保険労務士等を派遣し、就労環境の改善等に向けたアドバイスを実施
- ・京都府労働相談所内にメール相談もできる「ブラックバイト相談窓口」の運営
- ・企業経営者向けの労働法令等に関するセミナーの実施

◆京都わかもの就職支援等推進事業(職場定着支援事業助成)

実践的就職支援事業等により就職した若者の職場定着を支援するNPO等法人団体を支援

◆就労・奨学金返済一体型支援事業【再掲】

◆就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証を実施

<目標：京都わかもの自立応援企業認証件数 20件>

◆女性活躍支援拠点の運営

オール京都体制で運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」を中心に、企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を支援

◆「京都ブラックバイト対策協議会」の取組

京都労働局、京都府及び京都市で設置した協議会の取組として、労働法制に関する授業・講義の実施や学生の労働トラブルへの対応を図るとともに、学生に対する労働相談や労働法制の周知などを実施

学生アルバイトの適正な労働条件の確保について、経済団体、労働団体等に対し、要請

◆労働相談事業

京都府労働相談所において来所、フリーダイヤル又はメールで各種労働相談を実施

- ・労働相談
- ・弁護士による相談
- ・産業カウンセラーによる相談

◆府制度融資金利優遇

支援を受けた若者を雇用した事業主として条例の認証を受けた事業者が利用する融資制度の金利を優遇

融資金利0.2%引下げ（中小企業支援融資、小規模企業おうえん資金）

(4) キャリア教育の推進に関する施策（第19条関係）

若者の非正規雇用の増加や新卒就職者の早期離職の問題等に対応するため、大学と連携した大学1回生からの京都企業への早期インターンシップや若者が就職する前の段階で、労働法令に関する知識や職業観を身につけるための出前講座等を実施するなど、産学公のオール京都体制で構成する「京都キャリア教育推進協議会」を中心にキャリア教育を推進

【継続事業】

◆ワークルール等教育充実会議の開催

大学生も参画し、現場の声を反映した、高校生や大学生向けの働くことに関する教育カリキュラムの拡充・実施

◆大学と共同で学生の京都企業への就職を促進

京都府から大学に講師（京都企業の経営者等）を派遣し、大学において京都企業に対する

理解を向上させる「京都産業学セミナー」の実施
＜目標：京都産業学セミナー開催数 30回＞

◆わたしの未来づくり支援事業

府立高校生を対象とした職業体験などによる職業観の育成と、働く上で必要な労働法規などの社会的知識の習得を促進

◆京都ウィメンズベースアカデミー運営

女性社員を対象とした人材育成のための研修を実施

◆女性活躍に係る研修

世界屈指のハイテク企業が集積する京都の特色を生かし、女子学生の進路選択に資するよう、先端企業の理系女性から仕事や生活のスタイルについて聞き、交流する機会等を提供

◆「京都キャリア教育推進協議会」の運営

- ・小学校から大学等に至るまで、各教育機関が取り組む社会的・職業的自立に向けた段階的・総合的なキャリア教育について、産学公のオール京都体制により連携、バックアップ
- ・府内の大学と企業との結びつきを強くするための連携のあり方を検討

◆大学生府内就職・定着促進事業

産学公が連携した「京都創生インターンシップ会議」を核として、学生に対して京都企業就職への動機付けを強化

- ・「インターンシップ見本市」の開催
 - ・数社組み合わせたインターンシップ事業の展開
- ＜目標：大学生のインターンシップ参加者数 1,200人
インターンシップ受入企業数 100社＞

◆大学生の早期インターンシップ等による京都企業の理解促進

- ・大学1回生からの早期インターンシップに取り組む府内大学のキャリアセンター等と一体となってキャリア教育と就職支援を推進
- ・大学等が実施する京都企業へのインターンシップ事業等に関する助成

◆労働教育の推進

- ・出前講座の実施
若者がアルバイトや就職する前の段階で、労働法令に関する知識や職業観を身につけ、仕事と生活の調和について理解するため、社会保険労務士等が高校や大学等に出向いて、講座を実施
＜目標：高校生・大学生等若年者への出前講座 50件 4,000人＞
- ・リーフレットの作成
働く上で知っておくべき労働の基本的な知識やワークルールに関するリーフレットを作成し、府内の高校生等を対象に配布

5 関係者との連携・協働

◇公労使の連携

- ・行政・労働者団体・使用者団体の代表者で構成する「京都労働経済活力会議」において次のような方向性で取り組むことを確認
 - ① 力強く持続的な京都経済発展のための次代を担う人材確保・育成・定着を促進
 - ② 深刻な人手不足に対応するため、労働生産性の向上
 - ③ 子育て環境日本一を目指し、誰もが働きやすい魅力ある職場づくりなど、企業の環境整備や多様で柔軟な働き方を推進
- ・「輝く女性応援京都会議」のもと、京都ウィメンズベースにおいて、職場における女性活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進
- ・「京都の未来を拓く次世代産業人材活躍プロジェクト推進協議会」に府内の公労使が

参画し、オール京都体制で、ものづくり産業や観光産業、建設業の安定的な雇用創出を推進

◇国との連携

- ・「青少年の雇用の促進等に関する法律」に基づき、若者の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携
- ・若者等へのきめ細かい支援を行うため、京都わかものハローワーク、京都新卒応援ハローワークと京都ジョブパークが緊密な連携を図り、新卒者・若者のニーズに応じた就職支援及び職場定着支援を実施
- ・「京都府雇用対策協定」に基づき、さらに効果的な雇用施策及び産業人材の育成に向けて国・府関係機関の3者の強みを結集し取り組む
- ・「京都ブラックバイト対策協議会」において京都市との3者で連携
- ・「京都府地域両立支援推進チーム」による病気の治療と仕事の両立に向けて、オール京都で支援

◇京都市との連携

- ・「京都市わかもの就職支援センター」と連携し、低年次から学生と魅力ある京都の企業との交流を促進するとともに、社会人としてのマインドの醸成から就職・定着までを一貫支援し、市内中小企業の担い手確保の取組を強化
- ・「京都ブラックバイト対策協議会」において国との3者で連携

◇市町村との連携

- ・府内市町村と連携しながら、府内各地において、京都ジョブパークが出張相談、出張セミナー等を実施

◇経済・労働者団体との連携

- ・経済団体や労働者団体と連携して、「京都ジョブ博」を開催し、人材確保を強力に支援

◇社会保険労務士会との連携

- ・京都府社会保険労務士会と連携し、労働者の処遇改善や正規雇用化の推進、就労環境改善対策など新しいワークスタイルの推進に取り組む中小企業等をきめ細かく支援
 - ・出前講座の実施
- 若者がアルバイトや就職する前の段階で、労働法令に関する知識や職業観を身につけ、仕事と生活の調和について理解するため、社会保険労務士等が高校や大学等に出向いて、講座を実施

◇教育機関等との連携

- ・教育機関、産業界、就業支援機関等で構成する「京都キャリア教育推進協議会」において、キャリア教育をオール京都体制で推進
- ・高校中退者や大学卒業後の早期離職者への支援

◇若者就職支援団体等との連携

- ・地域若者サポートステーション、京都自立就労サポートセンター及び「京都府青少年の社会的ひきこもり支援ネットワーク連絡会議」参画団体等のNPO等と連携し、就職が困難な若者に対する就職支援を実施